

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2007. 3.10 発行〈通巻第367号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 旧国鉄アスベスト損害賠償裁判提訴！
10万人の元労働者への注意を喚起 2
- N汽船元船員、アスベスト被害で
退職22年後、死亡7年後に認定 4
- 船会社を転々、難しいアスベストばく露の確認 6
- アスベスト報道ダイジェスト2007年2月 8
- 同じ使用者の下で働く労働者の莫大な格差
地方自治体の非常勤職員の場合 9
- 頸肩腕障害をはじめとした上肢障害認定マニュアルのご案内 ... 14
- 前線から(ニュース) 16

2月の新聞記事から／19
表紙／旧国鉄アスベスト損害賠償裁判提訴記者会見 1月29日
(左より古川弁護士、原告の大前麻衣さん、今給黎弁護士)

旧国鉄アスベスト損害賠償裁判提訴! 10万人の元労働者への注意を喚起

1月29日(月)午後1時半、旧国鉄大船工場で24年間電車等の修理・改造作業に従事し、悪性胸膜中皮腫で亡くなった加藤進さんの損害賠償裁判が横浜地方裁判所に提訴された(第7民事部平成19年(ワ)第276号)。JR・旧国鉄、民間の鉄道会社を通じてはじめてのアスベスト裁判だ。旧国鉄の地位を継承した独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(国鉄清算事業本部)に対して死亡慰謝料など3245万円を損害賠償請求するもので、原告は故加藤進さんの遺族であり、娘である大前麻衣さんだ。

訴状では、旧国鉄の安全配慮義務違反として、①アスベストの代替品を使用することなく漫然とアスベストを使用していた、②アスベスト粉じん対策を怠っていた、③防じんマスクや防護服などに着用を義務けることをしなかった、④湿化などアスベスト粉じんの飛散防止を怠った、⑤局所排気装置による対策をとらなかった、⑥安全教育する義務を怠った、などの点を挙げて、被告である旧国鉄の債務不履行による損害賠償の責任を問っている。また、旧国鉄が注意義務を怠った過失があり、民法709条の不法行為による損害賠償も負うとしている。

故加藤進さんも生前に「抵抗器の吹くと

き、ホコリがひどく」「石綿の断熱材を巻いたパイプを梃子で抜いて破砕して落とすと、白い粉(アスベスト)が周辺に飛び散った。マスクもないので、ホコリや白い粉をたくさん吸い込んだ。」と語っていたことから、旧国鉄が安全配慮義務を怠っていたことは明らかだ。

まだ眠っているアスベスト被害の掘り起こしを

提訴後、午後2時より横浜弁護士会5階の大会議室で記者会見した。提訴にあわせてJR関内駅南口でビラ撒きをした支援団体のメンバーが入ると広い会議室も一杯になった。記者会見では、弁護団の代表格である古川武志弁護士が本件訴訟の主旨を説明した。「個別救済(遺族に対する十分な補償)にとどまらず、多くの企業がアスベスト被害者の労災上積みも補償するようになった流れの中で、被告である支援機構(国鉄清算事業本部)は、これを頑として認めようとしなない。そのために本件訴訟で勝利して、上積み補償の制度をつくらせたいこと。また、アスベスト問題についての関心が低くなっている中で、被害の広がりや深さを、この訴訟を通じて、社会に示したい。合わせて旧国

鉄・JRでまだ眠っているアスベスト被害を掘り起こしたい。」などのことを訴訟の目的としていることを強調した。

原告の大前麻衣さんは、「父は自分がなぜ中皮腫になったかもわからないまま亡くなった。裁判を通じて、父と同じ病気になる可能性のあるたくさんの同僚の方々にアスベストの危険や被害のことをもっと知ってほしい。」と訴えた。

わずか167件の請求で認定67件

夜のNHKのニュースウォッチ9では、麻衣さんがアスベストの危険を知らされずに中皮腫でなくなった父への思いを涙ぐんで語る場面もあり、「全国の元同僚10万人に危険性を知ってもらいたい」という麻衣さんの記者会見での切なる訴えは十分に伝わったと思う。これに対して、支援機構(国鉄清算事業本部)は、当初25日(木)のNHKニュースでは「当時から安全管理に力を入れていた」とコメントしていたにもかかわらず、提訴当日になって「訴状を見ていないのでコメントできない」とコメントしなおすなど対応に混乱が見られた。また、読売新聞の記事(1月30日付け)では、旧国鉄に上積補償がなく、JRなどと格差があることについて、「公金は使えない」とコメントするなど、アスベスト被害の上積補償を認めていく社会の流れに逆行する考え方を示している。その支援機構(国鉄清算事業本部)は、裁判提訴直後に、それまで各所属職場ごとの業務災害の認定件数しかホームページ(<http://www.jnrsh.jrtt.go.jp/>)で

公開していなかったものを全面的に改訂した。それによると、請求件数167件のうち認定は67件、不認定が45件、審査中が55件となっており、まだまだ請求件数も少なく、認定率も60%程度と低いままにとどまっているようだ。

この結果を見ても、旧国鉄の10万人に上ると言われる石綿曝露作業従事者に対する周知がまったく不十分なことは明らかだ。旧国鉄アスベスト裁判に大きな支援をお願いするとともに全国の旧国鉄・JRのアスベスト被害者の掘り起こしをさらに押し進められるようご協力をお願いしたい。なお、第1回口頭弁論期日は3月27日(火)午後1時半横浜地裁1階101号法廷となった。

(神奈川労災職業病センター)

続報

第1回口頭弁論期日の3月27日、同じく旧国鉄の元労働者の小林忠美さんが機構とJR貨物に損害賠償を求める裁判を提訴した。小林さんは、2004年に悪性胸膜中皮腫の診断を受け、現在も闘病中。故加藤進中皮腫裁判とともに旧国鉄アスベスト裁判として両裁判が同一期日で並行して行われることになった。

加藤裁判の口頭弁論は、80名の支援者が傍聴、大前麻衣さんと今給黎弁護士が意見陳述した。しかし、被告は法廷には現れなかった。加藤裁判の第2回口頭弁論の期日は6月28日(木)午後4時。

N汽船元船員、アスベスト被害で退職22年後、死亡7年後に認定

N汽船で働いていたTさんは、約35年間船に乗船し機関部の仕事を担い、1984年定年退職された。その後、1996年に体の調子をくずされ、胸膜中皮腫と診断され治療を続けられたが1999年10月に亡くなられた。

遺族が個人で手続きをしようとしたものの、制度の複雑さや亡くなってから7年が経過していることから、自分たちだけで申請手続きできず、労安センターに相談に来られ一緒に認定にむけて取り組むこととなった。

船員の労災認定は特別

船員の人たちは、その職務の特殊性から医療保険は通常の健康保険に加入するのではなく船員保険に加入する。そして、この船員保険は雇用保険と労災保険を含んだ総合保険制度となっている。そうしたことから、船員の労災認定は、労災保険法の適用ではなく船員保険法の「職務上給付」での取り扱いとなる。

そして、労災保険との大きな違いは、医療保険制度の一部として労災保険部分を取り扱うことから時効が無いということだ。ですから、労災保険法のように5年、2年とい

う時効の壁がないということになる。

会社のミスで手続きが遅れる

Mさんの遺族は、昨年の「クボタショック」でアスベストによる被害を知り、Mさんの死亡原因が悪性胸膜中皮腫であったことから労災の手続きを始められた。しかし、問い合わせを行った会社は、法律を正確に調べることなく「5年を経過しているので時効」であり労災請求できないとの回答をしてしまった。このことにより、Mさんの遺族は労災申請をいったんはあきらめてしまった。

そうしたなか、今年に入りアスベスト新法での適用になるのではないかと労基署に相談したところ、船員保険への加入者については労災保険ではなく「船員保険職務上給付」の対象になるということで3月に兵庫社会保険事務局保険課船員保険係に相談をした。そのなかで、船員保険には時効はないことから、職務上の手続きができるということで申請手続きを行うこととなった。

船舶でのアスベスト被害の概要

船舶では、主に機関室内のボイラー周辺

//////
や蒸気管の断熱材やパッキン、調理場などにアスベストが使用をされていた。特に戦後すぐの船舶は、機関室内は大量に粉が舞っている状態にあったと言われている。また、新造船艙装や修繕作業では、船員も立ち会い作業を行うが、造船所では吹き付けられたアスベストが飛散するなかで作業が行われていた。

船員の間では、アスベストが使用されていることは知らされていたが、その危険性については知識が無く、マスクなどを付けずに作業がされていた。

退職22年後、死亡7年後で認定勝ちとる

Mさんは、1996年に病理検査を行い胸膜中皮腫と診断されていた。その結果から船員保険職務上給付の申請を行うこととなった（受給者である本人が死亡していることから、職務上遺族年金としての申請）。しかし、死亡後7年を経過していることから、申立書や同僚証明など必要な書類を準備していく困難性は当初から予想された。

遺族の方とともに申立書を作成、同僚証明については会社が準備することとなった。また、Mさんのカルテは保管期限5年を過ぎていたが、病院側が労災関係で必要な可能性があるかもと善意で残してくれていたこともあり、病理検査の結果などを提出することができた。

しかし、社会保険庁からは、胸部エックス線写真または医師の所見の提出を求められた。病院側もさすがにエックス線写真は保存しておらず、ましてや無いエックス線写

真の所見などは書いてくれるはずはない。このことについては、カルテから判断をしてもらうように要望し、対処されることとなった。

また、認定そのものには時効はないものの支給については会計法上の時効が適用され5年しか遡ることができない。そうしたことから、遺族がはじめて船員保険に相談をした3月24日を受付日として取り扱いをはかっていくことが確認された。

こうした手続きを進め、昨年10月初めに船員保険職務上遺族年金の認定が行われた。退職後22年、死亡後7年という画期的な認定を勝ちとることができた。

しかし、N汽船が法律を正しく認識していれば2005年8月には手続きが行われていたはずであり、本来であればあと7カ月間分の職務上遺族年金の支給を受けることができた。これは、会社だけのミスということではなく、船舶にアスベストが使用され被害者がでていることは、厚生労働省など関係機関も分かっていることであり、時効がないということも含めた確な行政指導が行われていれば起こらなかったミスといえる。

今回のMさんの認定をきっかけに、船舶に乗船していた労働者のアスベスト被害の対策が進んでいくことが大きな課題といえる。

(ひょうご労働安全衛生センター)

船会社を転々 難しいアスベストばく露の確認

兵庫県芦屋市にある「芦屋市立芦屋病院」でアスベストによる肺がんで闘病中の船員がいる。彼、吉村省三さんは昭和21年に山口県萩市で生まれて、その後家族とともに神戸市に転居してきた。そして、児島海員学校を卒業後船員になった。吉村さんが船に乗り始めた当初、気象観測線「春風丸」にも一年間乗船していたという。多くの船会社に勤務したが主として内航・限定近海の船に乗った。吉村さんは操機手・機関士として永年働いてきた。しかし、ある時荒れた海の航海中に胸を強打して治療を受ける事になった。皮肉にもその時の治療検査で「肺がん」が見つかったのだ。彼の胸にはアスベストを吸ったときに出来る「胸膜プラーク」が確認されている。明らかな「アスベストによる肺がん」なのに労災申請の段階で大変に苦労している。というのは、彼は大手の船会社で永年勤務してきた方たちとは違って「同僚証言者探し」に苦労し、そして心ある同僚証言者が得られても船舶会社から「昔の事で資料が無い」、「どの様な作業をしていたのか解からない」という返事。吉村さんの話を聞き、建設関係のアスベスト被害者の方達の事が私の頭に浮かんできた。彼らも吉村さんと同じく現場を転々として働き、その結果アスベストが原因で病気になった

けれども昔の事を証明してくれる事業主はいない。吉村さんが働いて年金を掛けてきたことを証明する「年金記録」には20数箇所の船会社が記載されているが、その多くは既に存在していない。そして現在、社会保険事務局の船員保険課からは該当船会社への問い合わせが出されているが返事は未来ない。一日も早く、それぞれの船会社が過去の作業内容の証言をしてほしいものだ。素人の私でさえ、かつて機関部にはアスベストが使用されていて、船を動かすためには船員さん達が狭い船内で作業をし、大量のアスベストを吸入したことは理解できる。吉村さんの仕事のお話は、日本郵船のOB会の方達から聞いている内容と全く同じだ。コロッパス・ファイヤーマン・オイラーマン、とかつて故笠原昭雄さんから聞いた



吉村さんの厚生年金記録と船員手帳

話と同じ言葉が氾濫していた。

そして現在、日本郵船OB会の方達が訴えている「船員手帳があれば同僚証言なんか必要ないんだ。船に乗って航海に出れば、皆で働かなければ船を動かす事も出来ないし、太平洋の真ん中で仕事をサボる事も出来ない。船に乗船していたというその事実以外に何の証明があるのか」という言葉はまさにその通りだ。

吉村さんが乗船したのは、阪急汽船・八伸船舶・オリエンタル船舶・三恵海事工業・八光海運など他にも書ききれないくらい有るが近年では、幸盛海運・昌和鉱油、が挙げられる。吉村さんの「被保険者記録」に記入されている多くの船会社の名前を見ていると、何故、船員手帳を所持していることが仕事の証明にならないのか不思議だ。改めて、船員さんの実態を知ろうとしていない行政の怠慢さを感じた。重ねて言いたい。船員手帳をもって、業務内容の証明としなければい

けない。もしも船員手帳を紛失していたらその時に初めて「元同僚証言」が必要なのではないだろうか。

アスベスト吸入後数十年も経って発症する「遅発性疾病」の問題は、一般の労働災害とは異なった対応が必要だと痛感させられている。

病院でお話を伺っている間も点滴のチューブは付けたままで、その管から痛み止めの薬は24時間投与されている。発病から約6ヶ月。収入の道を絶たれた吉村さんは病院での治療費支払いを待ってもらっている。

「その当時はアスベストが危険だと知らされていなかった。自分達は何も知らないで働いてきた。国はちゃんと責任を取って欲しい」と吉村さんは何回も訴えたのが印象的だった。

*記事の編集作業中に無事認定されたとの知らせがあった。

明日をください



アスベスト公害と患者・家族の記録

編集／『明日をください』出版委員会

発行／アットワークス

Tel:06-6920-8626 Fax:06-6944-9807

(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/ashi.ta.html>)

B5版108ページ 定価1575円(送料別)

今井 明 写真・文

『明日をください』
アスベスト公害と患者・家族の記録

明日への思いをつなぐフォトドキュメント

横須賀からクボタまで

アスベスト問題は終わらない

石綿健康被害救済新法が施行されても

クボタ・シヨックから一年

アスベスト報道ダイジェスト 2007年2月

2/1 王子製紙と子会社の王子特殊紙、王子板紙が、石綿を吸った元従業員に対して、中皮腫などの病気を発症していなくても、「健康不安」に配慮する形で100万円の見舞金を払っていることが分かった。労働局が石綿を吸った労働者に交付する健康管理手帳の取得が条件。06年2月、石綿疾患で死亡した従業員や退職者に最高3000万円を支払う「アスベスト災害特別補償規定」を作成。その中に設けられた。王子特殊紙ではこれまでに60人近くに支払われたという。

2/5 神戸港で荷揚げ作業に従事し、中皮腫で死亡した三井倉庫元従業員の遺族が、荷揚げで扱った石綿を吸ったのが原因として、同社に感謝料など計約4800万円の支払いを求め神戸地裁に提訴。

2/6 政府のアスベスト対策として、主に民間建築物での飛散を防ごうと、国土交通省が予算化した除去費などの補助金が、民間の対策に十分生かされず、自治体の公共施設に偏ってつかわれていることが分かった。05-06年度に自治体に渡る国費が34億円を超える一方、民間には7分の1の約4億7500万円にとどまる。国交省の意に反して民間への補助制度を設けない自治体が多いため、国と地方の足並みの乱れが民間の石綿除去の促進を阻む形になっている。

アスベストによる健康被害で、日本通運が、被害者、遺族側に説明のないまま、自社のホームページで弔慰金(400万円)と見舞金(200万円)を支払う考えを公表した問題で、遺族らは「話し合いもせず一方的な決定」として、これらを受け取らない意向を明らかにした。

2/9 アスベストが建築資材に含まれているかどうかを簡単に判別できる技術を、東北大工ネルギー安全科学国際研究センターの橋田俊之教授(材料強度学)と尾家慶彦助手(分子生物学)らの研究グループが開発。アスベストだけが染まる特殊な染料を使い、見ただけで誰でも確認できる。大掛かりな従来の検査法に比べ、短時間でしかも安全に調べられるという。成果はエコケミカルシンポジウムで発表する。

2/14 「朝日石綿」(現イーアンドエーマテリアル)の旧横浜工場の周辺住民56人のうち、半数の28人の胸からアスベストが原因とされる「胸膜肥厚斑」が同社の調査で見つかった。また、中皮腫で2人が死亡しており、横浜市は工場との因果関係を調べるため、28人の職歴や居住歴などを調査する。

2/15 マツダは、アスベストによる健康被害で、良性石綿胸水で労災認定を受けて療養中だった元社員の男性が、6日に死去したと発表した。労災認定を受けた同社の5人のうち、亡くなったのは4人目。

2/19 関西電力が、発電所などで働いた中皮腫などの病気で死亡し、石綿健康被害救済法に基づく労災時効の救済措置を受けた元社員について、労災

認定の場合に準じて特別弔慰金を支払う社内規定を設けていたことが分かった。関電は金額を明らかにしていないが、遺族の一人によると、6000万円弱を支給されたという。

2/20 尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺のアスベスト被害で、同市は予定していた市民十数万人の健康調査を断念した。青石綿が同工場で使われていた時期(1957-75年)から市内に住み続ける人を対象に、2006年度から実施する方針だったが、対象が広範囲で、「長期間に及ぶ継続的な取り組みは困難」という。調査見送りで、潜伏期間が長い中皮腫など石綿疾患の発症リスクや被害状況の把握は、白紙に戻った。

横浜市鶴見区の「朝日石綿」旧横浜工場付近の住民2人が中皮腫で死亡していたことが、神奈川労災職業病センターの調べでわかった。89年に亡くなった主婦は、戦後から旧工場の約100mに住んでいた。また、03年に中皮腫で死亡した男性は、旧工場から約500メートル離れた鶴見区役所に13年間通勤していた。

厚生労働省はJR西日本の車両のパイプのつなぎ目などに使うシール剤12品目に、アスベストを含む部品が使われていたと発表。部品は密封された状態で、石綿が飛散する恐れはないという。

2/21 工場や倉庫の天井に吹き付けられていたアスベストが飛散して中皮腫になったとして、岡山市織物工場で働いた男性と神戸市の家具販売会社で働いた男性の2人が労災認定されていたことが分かった。吹き付け石綿など建物に由来する労災認定事例が判明したのは初めて。2人とも石綿を直接扱う仕事ではないが、職場の状況によっては中皮腫発症の危険性があることが認められた。現在も吹き付け石綿を使用した建物は多数残っており、同様の環境で働いた中皮腫患者に対する労災補償の先例になりそうだ。

朝日石綿の旧横浜工場の周辺住民28人の胸から胸膜肥厚斑が見つかった問題で、横浜市はこのうち24人は本人やその家族にアスベスト関連の職業歴がなかったと発表した。市は新年度から健康被害の実態調査を行う方針。

相模女子大は国内の大学・医療機関で初めて、「中皮腫」の予防研究に取り組む「アスベスト障害研究センター」を設立した。

2/26 アスベストによる健康被害で、日本通運と元従業員の遺族らとの話し合いが尼崎市内であり、日通側は「見舞金(弔慰金)以上のことは考えていない」などと文書で示し、遺族らが求める補償には応じない考えを示した。遺族らは「訴訟も含めて検討したい」などとしている。

同じ使用者の下で働く労働者の 莫大な格差

地方自治体の非常勤職員の場合

同一の事業場で同一の使用者の下で働いているにも関わらず、労働災害にあった場合の補償が、その職位によって莫大な格差があることについて、どう考えればよいだろう。それが地方自治体という公共団体でのことならどうだろう。

労災保険法や公務災害の補償制度による各給付の額については、災害が発生した直前3か月の賃金をもとに算定することが基本になっており、これに最低補償額が決められており、長期給付については年齢階層別最高・最低限度額があり、被災直前の賃金とその後の生活保障の観点からいろいろな仕組みを決めている。もちろんこれが最も公平というには問題がありすぎると言え、制度改善の必要があるが、ここでは労災保険制度など以外の「不公平さ」について述べたいと思う。

非常勤職員の災害補價格差 対応していない自治体がほとんど

前号で地方自治体の非常勤職員の災害補償について、実際の法令適用が曖昧になってしまっていることについて紹介した。そ

れも昔の地方公務員災害補償法が制定された当時の話ではなく、最近の市町村合併の際に、各種制度調整の際の取り決め時に法律上誤った適用が行われてしまっているという実例だった。

しかし、この非常勤職員がちゃんと法令どおり労災保険法による補償を受けたり、誤って地方自治体に制定されている条例による補償を受けたりしても、根本的な給付の額にはほとんど差はない。条例による補償制度の設定自体に、法律上、「均衡を失ってはならない。」という規定があり、総務省は地方公務員災害補償制度や労災保険制度の改正があるたびに、条例の改正を行うよう地方自治体に行政通達を出しているからである。

ただ、公務災害補償制度と労災保険制度にもともとある格差については、地方自治体が特別の調整措置をとらないとそのままになってしまう。たとえば公務災害の補償制度では条例による補償も含めて、休業補償は第1日目から支給することとなっているが、労災保険制度では3日の待機期間があり、4日目の支給となっている。もちろん3日間については労基法上使用者に6割の

補償責任があるが、少しの格差がある。他にも労働福祉事業の各種給付についてもいろいろな格差がある。

非常勤職員の条件についてしっかり対応している自治体の場合、この格差を埋めるための特別の条例を作り対応しているが(たとえば後掲の豊中市「労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する条例」がある。)、ほとんどの自治体にはこのような対応がない。

これによりどういうことが起こるかという、労災保険の適用となる非常勤職員には、公務災害補償の独自制度である「特別援護金」が支給されないということである。

現行の障害、遺族に関する労働福祉事業の給付は表(12～13ページ)のとおりだが、このうち独自給付である「特別援護金」は、障害の場合1540万円(第1級)から45万円(第14級)、遺族の場合は1860万円となっている。つまり労災保険の適用となる非常勤職員には始めから1860万円(死亡の場合)の格差があることになる。

同じ使用者の下、同じ仕事で被災しても はじめから4860万円の格差

それではこの「特別援護金」制度の趣旨はそもそもどういうことかという、解説によれば民間の事業場で労災付加給付制度を設けていることが多いという状況に対応したということだそうである。しかしいま地方自治体では独自の公務災害見舞金制度を条例として定めていることが多く(大阪府下は全ての自治体)、その点からいうと官民

格差ということになる。もちろん民間の事業場の労災付加給付も格差が大きいわけだから、そのことをもって官が優遇されていることにはならないだろう。

問題は、地方自治体内の格差である。見舞金条例は都市部や大きい自治体では制定されていることが多いが、全体からみるとまだ少数派である。さらにその中身を調べてみると、地方公務員災害補償法に規定されている「職員」のみをその対象としているものがほとんどである。(もちろん格差への対応をしている自治体の条例は、非常勤も含めてすべてを対象とする規定となっているが、ごく少数派である。)

都市部の条例をみると、死亡や障害等級第1級の職員について、3000万円の支給というのが一般的な水準というところだ。ということは、労災保険の適用対象となる非常勤職員が公務により死亡した場合、1860万円+3000万円でしめて4860万円の格差が始めから存在することになってしまうのである。

たとえばある市の現業職場で、職員であるAさんと非常勤で働いているBさんが一緒に作業をしていて災害にあい、不幸にも死亡したという場合、同じ使用者の下で同じ作業をして同じ原因で死亡しても、始めか支給される額に4860万円の格差があるというわけだ。賃金が異なることによる差は認めるとしても、この格差はいかにも不公平としか言いようがないのではないだろうか。

いうまでもないことだが、災害補償制度についてその対象が少数であるとか、稀に

公務災害[福祉事業一覧表]

平成 18 年 4 月現在

種 類	説 明	支 給 内 容	
外 科 後 処 置	障害等級第 1～14 級の中で、義肢装着のための断端部再手術等の処置の必要な者に対して処置等行う。	診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療等又はその費用	
補 装 具 の 支 給	障害等級第 1～14 級の者に、必要な補装具の支給。	義肢、装具、義眼、眼鏡、車いす等の支給	
リハビリテーション	障害等級第 1～14 級の中で、社会復帰のために必要と認められる訓練を行う。	機能訓練、職業訓練等の訓練費用	
休 養	障害等級第 1～8 級の者等で、必要と認められる者に対して温泉保養等の休養を行う。	温泉保養等の休養費用 (1 障害につき 7 日以内の範囲内で 1 回限り。)	
アフターケア	外傷による脳の器質的損傷を受けた者、頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群、一酸化炭素中毒症、腰痛又は減圧症を有する者、せき髄損傷者、尿道狭さを有する者、白内障等の眼疾患を有する者で障害等級表に定める程度の障害が存する者及び慢性のウイルス肝炎となった者等に対して、処置を行う。	診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療等又はその費用	
休 業 援 護 金	療養のため勤務することができず、かつ、そのために給与を受けない期間のある場合に支給する。(実質的に休業補償の上積を行う制度。)	平均給与額×20/100 又は 80/100 に満たない差額	
在宅介護を行う介護人派遣	傷病補償年金又は障害補償年金 (1～3 級) 受給者で、居宅において介護を要するものに介護人の派遣等を行う。	指定事業者からの介護人派遣又は費用の支給 (自己負担 3 割。)	
長期家族介護者援護金	傷病等級又は障害等級第 1 級である各年金の受給権者 (せき髄その他神経系統の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の著しい障害により、常に介護を要する者に限る。) が、当該年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して 10 年を経過した日以後に死亡した場合 (その死亡が公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合を除く。) に、一定の要件を満たす遺族で最先順位にある者 (15P 参照。) に対して、生活援護の趣旨で支給する。ただし、2 以上の障害を持つ者が併合によって第 1 級と決定された場合は、支給対象とならない。	100 万円 (受給権者が 2 以上いる場合は、その人数で除いた額をそれぞれ支給する。)	
奨 学 援 護 金	年金たる補償の受給権者等の学費の支弁を援護するものとして、平均給与額が 16,000 円以下で、学費の支弁が困難であると認められる場合に支給する。	1 人月額 小学校 12,000 円 高校 18,000 円 中学校 16,000 円 大学 39,000 円 (表記学校と同等の学校を含む。)	
就 労 保 育 援 護 金	〃 の未就学の児童の保育費用を援護するものとして、平均給与額が 16,000 円以下で、保育所等の保育費用を援護する必要があると認められる場合に支給する。	1 人月額 12,000 円 (幼稚園を含む。)	
傷 病	特別支給金 (一時金)	傷病補償年金の受給権者に対し、見舞金の趣旨で支給する。(一時金として、1 回支給する。)	傷病等級 1 級 114 万円 3 級 100 万円 2 級 107 万円
	特別給付金 (年金)	傷病補償年金の受給権者に対し、期末手当等の特別給付を年金給付内容に反映させる趣旨で支給する。(年金として、毎年支給する。)	傷病補償年金額×20/100 (傷病等級 1 級 150 万円×313/365 2 級 150 万円×277/365 3 級 150 万円×245/365 限度。)



種 類	説 明	支 給 内 容	
障 害	特別支給金 (一時金)	障害補償の受給権者に対し、見舞金の趣旨で支給する。 (一時金として、1回支給する。)	<ul style="list-style-type: none"> 障害1級 2級 3級 4級 5級 342万円 320万円 300万円 264万円 225万円 6級 7級 192万円 159万円 (障害補償年金受給者) 障害8級 9級 10級 11級 12級 65万円 50万円 39万円 29万円 20万円 13級 14級 14万円 8万円 (障害補償一時金受給者)
	特別援護金 (一時金)	障害補償の受給権者に対し、生活費の一時的外費を援護する趣旨で支給する。(一時金として、1回支給する。)	<ul style="list-style-type: none"> 公務災害 <ul style="list-style-type: none"> 障害1級 2級 3級 4級 1,540万円 1,500万円 1,460万円 875万円 5級 6級 7級 (年金受給者) 745万円 615万円 485万円 障害8級 9級 10級 11級 320万円 250万円 195万円 145万円 12級 13級 14級 (一時金受給者) 105万円 75万円 45万円 通勤災害 <ul style="list-style-type: none"> 障害1級 2級 3級 4級 975万円 940万円 905万円 560万円 5級 6級 7級 (年金受給者) 470万円 395万円 310万円 障害8級 9級 10級 11級 195万円 155万円 120万円 90万円 12級 13級 14級 (一時金受給者) 65万円 45万円 30万円
	特別給付金 (年金)	障害補償年金の受給権者に対し、期末手当等の特別給付を年金給付内容に反映させる趣旨で支給する。(年金として、毎年支給する。)	障害補償年金額×20/100 (1級 150万円×313/365 2級×277/365 3級 ×245/365 4級×213/365 5級 ×184/365 6級×156/365 7級 ×131/365 限度。) (障害差額特別給付金；障害補償年金差額一時金の支給がされた場合に調整される。)
	特別給付金 (一時金)	障害補償一時金の受給権者に対し、期末手当等の特別給付を給付内容に反映させる趣旨で支給する。(一時金として、1回支給する。)	障害補償一時金額×20/100 (8級 150万円×503/365 9級×391/365 10級 ×302/365 11級×223/365 12級 ×156/365 13級×101/365 14級 ×56/365 限度。)
遺 族	特別支給金 (一時金)	遺族補償の受給者に対して、弔慰・見舞金の趣旨で支給する。(一時金として、1回支給する。)	遺族補償年金の受給権者 300万円 " 一時金の受給権者 1,000日の者 300万円 700日の者 210万円 400日の者 120万円
	特別援護金 (一時金)	遺族補償の受給権者に対して、生活費の一時的外費を援護する趣旨で支給する。(一時金として、1回支給する。)	公務災害 通勤災害 遺族補償年金の受給権者 1,860万円 1,130万円 " 一時金の受給権者 1,000日の者 1,860万円 1,130万円 700日の者 1,302万円 790万円 400日の者 744万円 450万円
	特別給付金 (年金)	遺族補償年金の受給権者に対し、期末手当等の特別給付を年金給付内容に反映させる趣旨で支給する。(年金として、毎年支給する。)	遺族補償年金額×20/100 (1人 [下記の妻以外の者 150万円×153/365 55歳以上又は 一定の障害の状態にある妻×175/365 2人 ×201/365 3人 ×223/365 4人以上 ×245/365 限度。])
	特別給付金 (一時金)	遺族補償一時金の受給権者に対し、期末手当等の特別給付を給付内容に反映させる趣旨で支給する。(一時金として、1回支給する。)	遺族補償一時金額×20/100 (一時金 1,000日の者 150万円×1,000/365 700日の者 700/365 400日の者 400/365 限度。)

07年4月完成予定

頸肩腕障害労災認定申請に活用できる
100の認定事例、12の医師意見書事例を
網羅的に掲載しました。

頸肩腕障害の診断・治療の理解に役立つ。
指まがり症の解説、認定事例・意見書例。
医師・医療関係者、労働組合、
被災者、労働現場にたずさわる、
すべての人びとに！



頸肩腕障害をはじめとした 労災認定マニュアル

執筆者

天明 佳臣 (Tenmyou Yosioimi) 神奈川勤労者医療生協
宇土 博 (Udo Hiroshi) 広島文教女子大学
田島 隆興 (Tajima Takaoki) ひまわり医療生協
片岡 明彦 (Kataoka Akihiko) 関西労働者安全センター
古谷 杉郎 (Furuya Sugio) 全国労働安全衛生センター連絡会議
川本 浩之 (Kawamoto Hiroyuki) 神奈川労災職業病センター

A5版 価格 1,900円 (税込)

編著



全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 03-3636-3882 e-mail joshro@caapc.org

労働者住民医療機関連絡会議


〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 03-3636-2371 e-mail roujuren@btwakwak.com

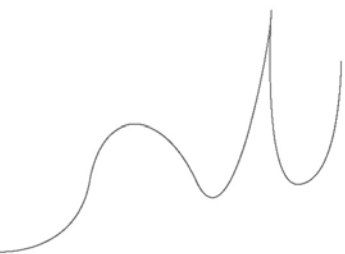
発行 ● アットワークス

contents

(現在編集中的ものです。標題等は変更する場合があります)



- 第1章 作業関連疾患としての頸肩腕障害
 - 第2章 ケイワンをめぐるドラマ
 - 第3章 診断と治療
 - 第4章 労災請求手続きの概要
 - 第5章 意見書作成のポイント
 - 第6章 上肢作業障害をめぐる国際的な経過
- 

頸肩腕障害をはじめとした上肢障害認定マニュアル 申し込み用紙

お名前 (ふりがな)	団体名など
ご住所	電話番号
	FAX 番号
	E-mail
申込み冊数	
	冊

FAX 申し込み先：03-3636-2372

- E-mail でお申し込みの場合は、上記内容を記入して、roujuiaren@bi.wakwak.com までお送りください。
- 発送は4月中旬以降となります。
- 代金は、振替用紙を同封いたしますので、受け取り後、お振り込みください。
- 作業の進み具合によって、発行が遅れることがあります。
- 送料は無料です。
- 5冊以上まとめてご購入の方は、1割引させていただきます。

前線から

労基署職員の怠慢を改めよ！

大阪労働局に申し入れ

大 阪

人らしく働き生活できる労働法制を！共同行動・大阪は3月6日、大阪労働局に申し入れを行った。

「労働局に本来の行政機能を発揮することを求める」申し入れと題し、内容は、関係労組などに相談があった事例より、労働基準監督署に相談や申告を行ったにもかかわらず、十分な対応がとられず、相談した労働者の不利益になるような対応があった事例を具体的にあげ、これら怠慢とも取れる対応について見解を求めるものだった。

申し入れ書は問題点について、1、とにかく親身になってくれない。2、窓口にいる人が相談員か監督官が分からない。3、労働者の泣き寝入りを待っている。4、特に相談員は門前払いの役割を

しているとしか思えない。5、相談者の側に色々な調査を自分でせよと押しつけける。6、必要な調査もせず、企業の事情を代弁をする。7、直ぐに労基局ではなく、裁判に行けと言う。8、具体的な違法行為すら問題にしない。9、監督署が本来すべき必要な判断をしてくれない。10、労働組合が嫌いらしく、「労働組合だ」というと対応しない。11、まるで会社に抜け道を教えている。12、監督署にあるはずの就業規則、36条協定すら見せてくれない。と列挙した。

申し入れ書に添付した具体的な事例に目を通した大阪労働局側は、「あってはならないこと」と言ったものの、今後どうするかについては後日、継続交渉のな

かであきらかになるだろう。

労基署の不誠実対応の事例
◆事案の要点 ◇問題点や要望

①大阪中央労基署 賃金
06年5～9月 ユニオン
ぼちぼち◆キャバクラで働く女性から、退職した最後の月の給与が支払われていない、給与額が曖昧で雇用主もよくわからない、との相談。直接交渉ではややこしくなるかもしれないので、行政から言ってもらおうと申告。店は給与の半分以下の金額を提示し「給与体系が変わった」と監督署に報告◇「双方の言い分が違うので、これ以上は監督署はタッチできない」と言われ、「早く終わりたい」とも言われた。雇用主を監督官に聞くと「他に漏らさないという条件で聞いた」と拒否。守秘義務を言うなら、最後まで責任を持って
②大阪中央労基署 解雇・賃金 06年10月～ゼネラルユニオン◆会社の「業務委託」と組合の「労働者性」とで主張対立。会社に労基署が訪問したら、

最初は調査を拒否され、後に「労働者ではない」との反論が届いた◇「雇用である面と委託である面の両方あり、二面性がある」として勧告を見送ったまま。判断を避けるのは間違っている

③大阪中央労基署 解雇
06年1月 ゼネラルユニオン◆解雇予告手当を要求したところ、労働者ではないと言われたので、労基署に申告。判定は難しいと勧告を見送り◇会社は「予告手当としてでなければ同額を支払う」と言い、労基署も「それを受け取ってほしい」と本人に指導。雇用が委託(請負)かは、いずれにせよ判定すべきことだ。他の名目で金員を受け取れと言うのはおかしい

④北大阪労基署 解雇
06年10月 全港湾建設支部◆解雇予告を受けたユニボのオペレーターの相談。免許はあるが経験のない車輛のオペで現場に出ることを指示され、危険だと断ったら解雇を言い渡された◇労基法に書かれた解雇制限について判断をしない。明らかに権利の濫用に当たる

不合理な解雇については、法に基づいて指導すべき

⑤北大阪労基署 解雇・賃金
07年1月 RINK◆中国人男性からの相談。

派遣会社を通じて1ヶ月半ほど勤務したが、派遣元から突然解雇を通告された。賃金も契約より低かった◇会社の反論書類に偽造の疑いがあったので本人から説明しようとしたが、話にも書類にも投げやりな対応。双方の主張が違うので判断できないと言われた。その後、本人の娘が電話したときも「監督署に来ても無駄」と言われた

⑥北大阪労基署 賃金 派遣労働ネットワーク◆在宅介護ヘルパーの女性の相談。時給1100円の募集だが、1時間半だと1350円に下がる。給与の支払いも1ヶ月遅れになっていた◇「ここは労災しか扱っていない。大阪府の高齢介護室介護支援課に行け」との電話番号を教えるだけの対応。ややこしそうだから追い返そう、という気が明らか。相談も受け取れないのが相当ショックのようだった

⑦天満労基署 賃金
06年6月 ユニオンぼちぼち◆英会話学校の営業(顧客の獲得)を個人請負でしていたケース。すでに退職しているが、残業代の未払いを請求できないか相談◇相談員らしき人が「個人請負が労働者が曖昧なところだが、すでに辞めているので対応できない」という対応。せめて調査には入ってほしい

⑧大阪西労基署 賃金
06年11月 ユニオンおおさか◆医薬品の配送業務についていたが、会社は「みなし労働時間」として30分の配送手当を支給。しかし、毎日1時間以上の早出残業となっていたので、残業代の支払いを申告した◇始終業時刻の確認もせず、会社の「勝手に早出残業している」との説明を受けて問題なしとした。そのうち労基署が会社と組合の間に入るので、労基署内で話し合いをして決着してくれ、と言い出した。調査をして37条違反ならば是正勧告すべき

⑨大阪南労基署 解雇・賃金・労働時間
05年12

月 天六ユニオン◆会社が36協定を見せないの、労基署で見せてほしいと言うと、「見せられない」「情報公開請求してください」との返答。労基法上の違法実態を示しても、解釈だけで動こうとしない。「不満があるなら裁判を」と言わんばかり◇組合が一緒に行っても、これほど官僚的で冷たい対応。弱い労働者が救済を求めて行っているのに、反対に使用者に味方するような対応だった

⑩大阪南労基署 賃金・労働時間 06年6月～07月2月 天六ユニオン◆社長を告訴。有給休暇分未払い、脅し、健康診断義務違反など◇事情聴取でしばしば「告訴するほどもことでもない」「誣告罪を知って

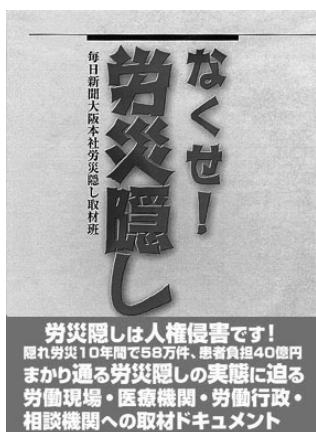
いるか」などと監督官が発言。2回目の聴取は大阪労政課にクレーム付けて開始した

⑪泉大津労基署 解雇 せんしゅうユニオン◆会社から突然の諭旨退職を言われ、労基署の相談員に話を聞いてもらった◇労基法20条をコピーして説明されたが、やむを得ない事由がある場合はこの限りではないと書かれているし、それ以上は立ち入れないと言われた。その後、いくつかの行政機関や法律相談所に出向き、ようやくユニオンに到達

⑫岸和田労基署 賃金 06年11月 ドッグマンユニオン◆サービス残業代請求の計算方法について相談したが、真摯に相談には

のっもらえず、民事訴訟をするしかないと突き放されてガックリした◇法律について初心者だから相談に行ったのに、諦めさせるような対応だった

⑬大阪労働局なんでも相談ダイヤル 06年4月 せんしゅうユニオン◆過重な労働を強いられ、工夫して残業時間も伸びているのを知り、持ち帰り残業等もこなして工夫し続けてきたが、行政で実地調査できないだろうか◇「そういう工夫とマネジメント力でなんとかしなさい」の一言。親身になって聞いてくれた気はせず、上からモノを言って「ハイ終わり」みたいに感じた



なくせ！ 労災隠し

まかり通る労災隠しという人権侵害の真相に迫る。

著 毎日新聞大阪本社 労災隠し取材班

発行 アットワークス

(<http://atworx.co.jp/works/pub/rosai.html>)

定価 1575円

定価1575円を1450円(税、送料込み)でお売りできます。申し込みは氏名・団体名/お届け先住所/電話番号/ご注文冊数/メールアドレスを明記の上、関西労働者安全センター koshc2000@yahoo.co.jp、またはFAX06-6942-0278へ

<http://www.geocities.jp/koshc2000/rosaikakushibook.html>

2月の新聞記事から

- 2/1 青森市の県道で、14億円を横領した元同社職員のチリ人妻の車を追う日本テレビの取材班3人が乗ったタクシーと演歌歌手の島津亜矢さんの乗ったタクシーが衝突、取材班3人と島津さんの計4人が軽傷を負った。
滋賀県高島市職員で市内の学校給食センター調理員の女性が「いじめ」で自殺した事件で、高島市は31日、「業務上の注意以外は確認できなかった」との調査結果を発表、ただ結果的に監督面などで不備があったとして、元上司職員5人を同日付で厳重注意処分とした。
- 2/3 新潟市の「大阪屋」の洋菓子工場で、給湯器の不具合により、一酸化炭素中毒が発生、従業員の男性2人、女性8人が軽傷。
静岡県富士市の国道1号バイパス下り線で、4トントラックが、道路工事の作業用車両に追突、弾みで別の作業車が押し出され、作業員3人が巻き込まれ、2人が死亡、1人が軽傷。トラックの運転手は重傷、助手席の女性も軽傷。
- 2/4 和歌山市の住友金属工業和歌山製鉄所構内で、関連会社社員が首から血を流して失血死した。溶けた鉄を鋼材にする型枠の鉄製の先端部分を、クレーンで交換作業中だった。
- 2/5 広島県東広島市の山陽自動車道下り線とトンネル内で、研修旅行に向う観光会社「帝釈峡スコラ」の社員16人が乗るマイクロバスがタンクローリーと接触、横転。バスを運転していた男性社員と女性社員1人が重傷、14人が軽傷。
昨年7月、宮崎市の廃棄物処理工場「エコクリーンブラザみやざき」で作業員2人が死傷した労災事故で宮崎労働基準監督署は、溶融炉内での酸欠防止策が不十分だったとして管理会社の「九州重環オペレーション」と宮崎営業所所長を労働安全衛生法違反容疑で宮崎地検に書類送検した。
- 2/6 東京都板橋区東武東上線ときわ台駅前踏切で、線路内に入った女性を救助しようとした警察官が電車でひかれ死亡。女性は骨折などの重傷。
羽田空港の機体整備工場場で昨年8月30日、作業員3人が死傷した火災で、大田労働基準監督署は、電気設備工事会社「神電エンジニアリング」と同社関東事業所の部長、現場指揮者を労働安全衛生法違反容疑で東京地検に書類送検した。
- 2/7 1940-60年代に茨城、福島県の炭鉱で働き、じん肺にかかった患者50人が、国に損害賠償を求めた「東日本石炭じん肺訴訟」で、新たに患者5人の和解が水戸地裁で成立した。
- 2/9 仙台労働基準監督署は、2005年7月に交通事故で死亡した大型トラックの男性運転手に、違法な時間外労働などをさせたとして、労働基準法違反の疑いで仙台市の丸中倉庫運輸と同社の運行管理者を書類送検した。
- 2/14 三重県志摩市の大王崎沖を航行していた韓国船籍の貨物船ゼニス・ライトが消息を絶ち、巡視船が救命ボートの2人を救助、1人が遺体で見つかった。海保で行方不明の8人の捜索。
三郷市の「ちくみ幼稚園」で、開園の準備中、漏れていたガスに引火し爆発。一階の一部を焼き、事務長が全治三週間のやけどを負った。
千葉県の成田労働基準監督署の労災担当課長が腰痛で労災認定された客室乗務員の女性に暴言を吐き、審査請求を妨害するような発言をしていたことが分かり、千葉労働局は謝罪した。
- 2/15 南極海で調査捕鯨をしている日本鯨類研究所の調査母船「日新丸」で火災が起きた。乗組員148人のうち、1人が行方不明、116人はほかの調査船に移り、31人が運航と消火を続けている。
- 2/17 静岡県浜松市の建設現場の本製足場が崩れ作業員2人が約70m下に転落し、作業員1人が死亡した。2人は命綱をつけていなかった。
- 2/18 大阪府吹田市であずみ野観光バスのスキーバスが大阪モノレールの橋脚に衝突、アルバイト添乗員が死亡。運転手が肺挫傷、乗客の女性が頸椎損傷など計3人が重傷、残る23人も軽傷。府警は、運転手を業務上過失致死傷容疑と道路交通法違反（過労運転）容疑で立件する方針。
- 2/19 敦賀港で行われている日本原子力発電敦賀原発3、4号機の増設関連工事で、昨年6月、作業員が高所から転落、死亡する労災事故があり、敦賀労働基準監督署は、労働安全衛生法違反容疑で、元請けの東洋建設と下請けの吉田組船舶と現場責任者2人を福井地検敦賀支部に書類送致した。
- 2/20 05年8月に社員が工場内で左足を負傷し、6日間休業したのに、同署に報告書を提出せず「労災隠し」をしたとして香川県の観音寺労働基準署は、「ちぬや冷食」と親会社の管理部係長を労働安全衛生法違反容疑で書類送検した。
- 2/21 中央自動車道八王子料金所で昨年6月、ETCレーンで収受員がトラックにはねられた労災死亡事故で、東京労働局八王子労働基準監督署は、安全対策を怠ったとして、中日本高速道路会社の八王子支社の幹部2人と、収受会社、同社の副社長を、労働安全衛生法違反容疑で東京地検八王子支部に書類送検した。
大阪市西区の阪神高速神戸線と大阪港線との合流地点で、岡山市の運送会社「平賀運送」の大型トレーラーが横転、運転手が腰や胸の骨が折れる重傷を負った。
九州・山口の炭鉱で働き、じん肺になった患者や遺族が国と企業5社に損害賠償を求めている「西日本石炭じん肺福岡訴訟」の和解協議が福岡地裁であり、国と原告9人の和解が成立した。和解条項で、国側は謝罪し再発防止に努むる。
- 2/22 兵庫労働局は労働基準法違反の疑いで、引越社関西と元姫路支店長代行を書類送検した。昨年3月、東大阪市の阪神高速で運転手がトラックを居眠り運転し、車列に追突し死亡。従業員と「時間外労働に関する協定」を結ばずに運転手に労働基準法の基準を超える超過勤務をさせた疑い。
- 2/23 北海道の名寄労働基準監督署が、平成15年に死亡した道内の小児科医の男性の労災を認定していた。月100時間を超える過労が原因として遺族が申請していた。
- 2/26 作業員11人が死傷した04年8月の関西電力美浜原発3号機の蒸気噴出事故で、福井県警敦賀署捜査本部は業務上過失致死傷容疑で旧若狭支社の元チーフマネジャーや同原発の元機械係修課長ら6人を書類送検。元チーフマネジャーらが事故で破裂した配管が未点検だった事実を把握し、事故の可能性を予見できたにもかかわらず、適切な措置を怠ったことが過失に当たると判断した。
- 2/27 松江市の家屋新築工事現場で男性作業員が梁から転落し死亡した事故で、松江労働基準監督署は、建設業「藤原住宅」経営者を労働安全衛生法違反の疑いで松江地検に書類送検した。